平成２１年（フ）第４２３１号
札幌市西区宮の沢２条４丁目６番33号　マンション花園201号
債務者　河原由紀子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４２６９号
札幌市白石区本通18丁目南２番６号　白石東会館内
債務者　上枝　　輝
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４３１４号
札幌市北区新川４条13丁目７番15―302号
債務者　青山　桂子（旧姓福嶋）
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２０号
札幌市南区藤野４条５丁目21番10号
債務者　成田　和子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８３１号
宮城県名取市増田字関下719番地　20街区９画地エンジェルゲートⅡ102号
債務者　松原　美樹
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８４２号
仙台市泉区鶴が丘１丁目10番地の３
債務者　三浦　　健
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１８５８号
宮城県岩沼市中央４丁目４番213号
債務者　宍戸　ひさ
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第４８９号
群馬県高崎市鼻高町47番地３　県住Ｄ棟1054号
債務者　小林　　隆
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第７５９号
埼玉県所沢市東狭山ケ丘２丁目2953番地の２狭山ケ丘センターハイツ207
債務者　鍋島　弘美
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第８１０号
埼玉県川越市大字鯨井1806番地　エスパース・リッシュ406号室
債務者　坂田　　勉
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第４号
埼玉県川越市岸町１丁目38番地１　アーベイン川越岸町204号室
債務者　生沼　悦子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５号
埼玉県所沢市並木８丁目７番地３―804
債務者　依田　朋子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第２５３号
岐阜県中津川市中津川3457番地の７
債務者　岡渕　泰道
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第２５８号
岐阜県瑞浪市釜戸町3903番地の628
債務者　村田　清代
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第２７９号
岐阜県中津川市高山1909番地13
債務者　林　　三奈
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第２号
岐阜県恵那市大井町1134番地28　舟山荘３号
債務者　伊佐地昭子
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第６０６号
静岡県伊東市宇佐美2015番地の６　唐沢マンション202号、前住所静岡県富士市石坂352番地の１
債務者　水野　あき
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第３２３３号
愛知県春日井市八田町８丁目８番地15　ＥＷＩＧＫＥＩＴ２―Ｅ
債務者　玉城　彰良
1　決定年月日時　平成22年１月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部